

平成25年度第2回滋賀県生涯歯科保健推進協議会

●滋賀県生涯歯科保健推進協議会の目的等

滋賀県では、平成6年7月に「滋賀県歯科保健将来構想－8020歯つらつしがー」を策定し、同年11月、滋賀県における生涯にわたる歯科保健対策の推進について協議するため「滋賀県生涯歯科保健推進協議会」を設置しました。

平成25年3月には新たな「滋賀県歯科保健計画－歯つらつしが21－」（第4次）を策定し、平成34年度を目標年度として、それぞれのライフステージにおいて必要な歯科保健対策を実施しているところです。

当協議会は、滋賀県歯科医師会、滋賀県医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科衛生士会、滋賀県栄養士会、滋賀県健康推進員団体連絡協議会、滋賀県市町保健師協議会、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀労働局、滋賀県保健所長会に委員として就任いただき、歯科保健事業実施計画に関する事、歯科保健事業の進捗状況に関する事、体系的な歯科保健研修の推進に関する事、関係機関および関係団体との連携に関する事、その他生涯歯科保健の推進に関する事等について、協議いただくものです。

●協議会の委員

委員名簿のとおり

●協議会の開催

平成26年3月20日（木）17:30～19:30

別添開催概要のとおり

お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1

滋賀県健康福祉部健康長寿課

TEL : 077-528-3615

FAX : 077-528-4857

滋賀県生涯歯科保健推進協議会 委員名簿

氏名	所属
佐藤 誠	滋賀県歯科医師会
森田 潤	滋賀県歯科医師会
中安 眞理子	滋賀県歯科医師会
木村 和弥	滋賀県歯科医師会
田中 和彦	滋賀県医師会
中野 一枝	滋賀県薬剤師会
村西 加寿美	滋賀県歯科衛生士会
小澤 恵子	滋賀県栄養士会
野村 京子	滋賀県健康推進員団体連絡協議会
大田 和美	滋賀県市町保健師協議会（多賀町子ども家庭応援センター）
西山 武	滋賀県市長会（彦根市福祉保健部）
米田 志保子	滋賀県町村会（甲良町保健福祉センター）
岡部 雄治	滋賀労働局労働基準部健康安全課
井下 英二	滋賀県保健所長会（甲賀保健所）

平成25年度第2回滋賀県生涯歯科保健推進協議会議事概要

日時：平成26年3月20日（木）

17:30～19:30

場所：県庁北新館 5-F 会議室

出席者	佐藤 誠	滋賀県歯科医師会	副会長
	森田 潤	滋賀県歯科医師会	常務理事（公衆衛生担当）
	中安 眞理子	滋賀県歯科医師会	理事（学校歯科担当）
	木村 和弥	滋賀県歯科医師会	理事（口腔衛生センター担当）
	中野 一枝	滋賀県薬剤師会	副会長
	村西 加寿美	滋賀県歯科衛生士会	副会長
	小澤 恵子	滋賀県栄養士会	
	大田 和美	滋賀県市町保健師協議会	
	米田 志保子	滋賀県町村会	
	井下 英二	滋賀県保健所長会	会長

欠席者	田中 和彦	滋賀県医師会	理事
	野村 京子	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長
	西山 武	滋賀県市長会	
	岡部 雄治	滋賀労働局労働基準部健康安全課	

オブザーバー	中村 麻智子	南部健康福祉事務所
	松田 みどり	湖東健康福祉事務所

事務局	健康長寿課	課長	嶋村 清志
		主幹	黒橋 真奈美
		主任技師	若栗 真太郎
		歯科衛生士	小幡鈴佳

会議内容

議題

- (1) 滋賀県の歯科保健の現状について
- (2) 平成25年度歯科保健事業の実施結果について
- (3) 平成26年度の歯科保健事業について
- (4) その他

◆ 開会

◆ 議事（議事進行：佐藤委員）

1. 滋賀県の歯科保健の現状について

（事務局説明）

資料1により説明。

（意見交換）

委員：フッ化物洗口実施施設数の増加、取り組む市町の増加などの目標値について、合併があったので、全体の人数や施設数のうちどれだけか、ということを出した方がいいのではないか。

事務局：母数は全体の学校数を調べればわかるので、参考値として出すことはできる。

委員：多賀町のデータについて、歯科保健資料集でも成果が見られるが、かなり減少している。

委員：フッ化物洗口を始めたと同時に、小学校と中学校の全学年に歯科指導に入れるようになったことも、成果につながっていると考えている。

2. 平成 25 年度歯科保健事業の実施結果について

（事務局、委員説明）

資料2により説明。各団体・所属の取組について、情報交換をいたしました。

委員：厚生労働省科学研究で、岡山大学を中心に、糖尿病の医科歯科連携事業をどうすすめるか、どう評価するかということの研究班で動かれている。そのなかで、行政の歯科職が集まっている行歯会も加わってやっているが、その理事会で、連携の実数を把握している点、評価をしている点などで滋賀県の取り組みが高く評価されている。今後、研究班の報告書として出る予定である。

委員：南部のお口歯つらつ推進事業について、社協だよりに載っていて、見学に行った。歯科衛生士の歯科講話などを手作りの媒体を用いてされており、感激した。発声や唾液腺マッサージなど、口腔機能のアプローチについて一生懸命お話されていた。そんななか、モデル事業終了後、どのように継続していくのか、施設側の費用はどうするのか、歯科医師会も知りたがっているところがある。歯科衛生士も今後、仕事として行っていく人もいると思うので、このあたりのことはどんな状況か。

事務局：介護予防事業所では、平成 18 年度から口腔機能向上加算が取れるようにはなっていたが、なかなか加算をする事業所がないという状況から、モデル事業が始まった。この事業のまとめについては、歯科医師会も事業所も含めていろんな場面で PR していくことを予定している。ただ、介護保険制度自体が改正となり、どうなるかわからないという事情もあるが、運動・栄養・口腔は大切な柱になっていると思うので、啓発は続けていきたい。また、加算をするにあたり、技術的なこととともに、人的要因もあるので、そこは支援できない部分でもあり、加算をせず、口腔に力を入れているところもあるので、それは事業所の強みでもあるので、今後県として支援していくところかと思う。

(甲良町)

平成 25 年度から新たに変わった事業として、中学校のフッ化物洗口を始めた。小学校からやっている子たちなので、そんなに抵抗なく続けられている。あと、保育園、幼稚園、小学校、中学校を横断したかたちで、歯科保健計画というかたちで、町をあげてむし歯を減らしていくためにどうするか、ということを検討しており、小学校では、年 1 回の歯科指導は年 2 回となった。町民の意識の向上などが課題などで、養護教諭や歯科衛生士との連携を続けていきたいと思っている。町には雇いあげの歯科衛生士しかいないので、データの分析などは保健所の歯科衛生士さんに支援していただければと思っている。乳幼児歯科健診の際、保護者の歯科健診もしている。むし歯の本数ではなく、むし歯、歯周病、歯垢の有無についてチェックしている。受診率は 4 割程度。むし歯を自覚している大人は受けにくいという事情もある。母親は理解があっても、父親や祖父母の理解をすすめることが課題。これは、糖尿病の多さも同じく課題になっている。

高齢期では、二次予防対象者にかむカム教室をしていて、来られた方は継続してきている。参加者を増やすことが課題。

(歯科医師会)

フッ化物洗口について、東近江のなかで検討されているので、そこを支援していく。フッ化物洗口をしているところとしていないところとかなり差があるので、マスメディアで啓発していくのはどうか、例えば、歯科医師会の事業での歯ははの話などのラジオなど。成人については、歯周疾患予防事業で継続して検討をしていきたい。高齢者については、地域包括口腔ケア事業として、継続をしていきたい。

学校歯科医研修会開催や、学校保健優良校表彰や、図画ポスターコンクール、作文コンクールなどの啓発を行っている。学校歯科医研修会については、児童虐待について 15 分程度お話している。ただし、全学校歯科医に関する研修は困難で、参加者を増やしていくのが難しい。標語コンクールは日本歯科医師会や日本学校歯科医会などが中心になっているが、かなり長いことあるので、今年度は、標語が重複してしまって、選出ができないことになったりしている。

障害児者については、通所施設事業所の歯科健診事業を始めた。センターは火・木の診療となっているので、診療枠を増やしてほしいとか、北部にもセンターを設置してほしいという話が診療反省会のなかで毎年ある。

(歯科衛生士会)

各ライフステージごとにできるだけ生涯研修会を開催している。特徴としては、栄養士会と合同で研修会をしており、今年度は乳幼児学齢期のテーマで行った。あとは、県や市、歯科医師会からの事業の協力をしている。児童虐待については、研修をこれからするところ。災害時については、日本歯科衛生士会で災害歯科衛生士フォーラムをしていて、まずは人材育成をしている。

(栄養士会)

栄養士会からは、歯一とふる淡海の開催協力と歯科衛生会との合同研修会である。糖尿病や高齢者の嚥下など、栄養士も研修をしたりして深く関われるところも多いと思っている。どのように連携させてもらおうかというのも考えているところ。あと、歯科衛生士会との合同研修会も 3 年目ということで、来年 2 月の企画をすでに講師も決めて考えているが、研修という受動的なことよ

り、少し能動的な企画にしたいなと考えているところ。

(保健所長会)

保健所全体としてみれば、地域保健法にあるように、保健事業の全体の広域的な支援をしているが、専門的な個別支援として、難病や障害者などの直接支援を行っている。この骨格のなかで、お口歯つらつ推進事業、かかりつけ歯科医の推進、難病患者への歯科の働きかけなどを行っている。また、管内の病院では、周術期の口腔ケアをかなりの数進めておられるので、今後病院では診られなくなってくることもあると思うので、病院と地域の連携もすすめていきたいなと思っている。

(事務局)

欠席委員について、資料等もらっているので、報告する。まず、健康推進員連絡協議会については、各市町により取り組みが異なるが、乳幼児学齢期については、媒体がほしいということや、歯科医師などの講演を聞きたい、保健所と連携したいという意見があった。成人期についても、歯科医師、歯科衛生士の話聞く機会をもちたいという意見がある。高齢期については、自治会などのサロンで口腔体操の普及をされている。体制整備について、守山市について、歯科保健対策会議が来年度から始まるので、そこに関わられるとのこと。

次に、彦根市について、10月資料からの追加を中心に説明する。全戸配布の広報紙にセルフチェックシートを使って啓発を行っている。高齢者については、地域ケア会議に歯科衛生士に委員となってもらい、助言などを行っている。また、要保護児童対策協議会に歯科医師に入ってもらい、実際に通告に至った例もあるということで、前回も報告いただいたとおり。歯周疾患予防対策会議については、彦根市の健康づくり計画に基づき、対策を進められている。

最後に、県の教育委員会スポーツ健康課は、学校歯科保健優良校表彰や学校保健研究大会、資料集の元データについて、各学校から収集、取りまとめをされている。学校歯科保健優良校表彰については、来年度から実践発表なども考えていきたいということや、養護教諭研究会のテーマで歯科を取り扱う予定と聞いている。

委員：おとなの歯を大切にパンフ配布について、保育所幼稚園に行っていない人について配布できているのか。

事務局：把握できていないので、配布はできていない。

委員：要保護児童対策協議会については、保健所から市町にも働きかけるが、歯科医師会からも市町に働きかけてほしい。

委員：健康推進連絡協議会の野洲市、甲賀市、湖南市などで歯周病予防の推進をするために歯科医師の話聞きたいということであるが、どういうコーディネートにより実現すればよいか。

事務局：健康長寿課に事務局の方がいるので、歯科医師会の事業について理事会でお知らせしていただくようにお話しておく。

3. 平成26年度の歯科保健事業について

(事務局説明)

資料4により説明。

4. その他

委員長：何かほかにある方いらっしゃるか。

委員：いくつか情報提供をする。ひとつは、フッ化物洗口剤のミラノールとオラブリスについて、900ppm が認められるようになった。調整が非常に楽になる。これに呼応して、日本口腔衛生学会が使用方法についてガイドラインを出す予定。あと、災害時の歯科保健について、ガイドラインを作成中で、5月の日本口腔衛生学会で報告予定。最後に、資料集をみていただきたいが、平成5年から平成25年までの一人平均むし歯数の推移であるが、むし歯が1/5に減っている。ひとつの疾患でこんなに減るということは少なく、例えば、結核のBCGなどそのようなもの。これからまだ減っていくかというところ、3歳児の平成16年度のデータが1.33本で、これの9年後が現在の中学校1年生の0.86本、現在の3歳児はデータは0.72本となっており、この20年間取り組んできたことを続けていけば、中学校1年生の0.5本は夢じゃないと思う。これに向かって皆で協力していきたいので、よろしくお願ひしたい。

委員：骨粗しょう症で、ビスホスホネートを使われている方について、口の違和感とかなくても、どの程度のことの注意事項を伝えてあげたらいいか、教えてほしい。

委員：ビスホスホネートについて、ひとつの論文があるが、服用していると顎骨壊疽を起こすが、口腔ケアをすると約半分に減ったというデータがある。あと、日本骨代謝学会、日本口腔衛生学会などの歯科と医科の学会が合同で、ビスホスホネートを使用されている人が、抜歯をするときにどうしたらいいかというアルゴリズムが3年ほど前に出ている。日本歯周病学会のホームページにも載っているが、服用している期間や薬剤の種類によって、配慮するということが書いてある。

委員：ありがとうございました。

委員長：全国で歯科保健に関する条例が制定されていると聞いているがいかがか。

事務局：歯科保健の条例については、38の都道府県で策定されているところ。また、市区町村でも61ありと聞いている。実際に条例を策定されての効果については、なかなか見聞きすることがないが、予算等が若干増えたという報告も一部あった。

委員長：平成23年に口腔保健法が出来て、そこから条例がかなり作られてきた。この件について、委員の皆様から何か意見があれば。井下委員、いかがですか。

委員：もともと条例をはじめに作ったのは新潟県である。当時、口腔保健法はなかったもので、絶対条例がほしいということで、県議会を動かして作った経緯がある。その後、議員提案でいろんな県で作られた。そのあと、国が法律をつくり、そのなかで歯科保健計画策定について位置づけてきた。それは滋賀県にもすでにあるわけで、条例を作る意味というのは、国が定めたこと以上に何かをするという県の意思表示となるものである。ひとつの臓器やひとつの疾患に関する条例を県の執行部として作るのは無理があり、議員の総意として条例ができるのなら、それは皆でしょうという動きの表れとなり説明がつく話になってくる。そうなれば、大変ありがたいと考えている。県民や関係団体が議員を動かすこととなるので、関係団体の方にはぜひ頑張ってほしい。

委員長：ありがとうございました。それでは、これで協議会を閉じたいと思います。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様のご任期中につきましては、今年度の3月31日までとなっているので、改めて各団体に委員の選出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。歯科保健については、歯科医師会をはじめ関係団体さんにより多岐にわたり事業をすすめていただいているが、他の分野に比べてPR不足かとも感じるのも、もっとメディアも含めて、歯科で頑張っていること、成果を上げていることを表に出しながら取り組んで行く必要があるのでは、と感じた。また、来年度以降は、歯科の在宅歯科医療とか地域包括ケアの推進など新たな方向性がさまざま出ていて、進

んでいくと思うが、そのような部分もこの場で協議していけたらと考えている。来年度以降もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◆ 閉会